

平成25年度 施工体制点検特別調査班（施工体制Gメン） 立入調査について

平成25年3月21日
奈良県土木部

施工体制点検特別調査班（施工体制Gメン） 立入調査実施要領の改正について

■改正要旨

本調査は、工事現場の適正な施工体制の確保を図り、良質な公共事業の推進及び不良不適格業者の排除を目的とし、施工体制Gメンが工事現場への立ち入り調査で建設業法等に照らし不適切な事項があった場合、指導書を交付することにより、一律に工事成績評定（法令遵守違反）に反映してきた。

今回の改正では、立入調査と当該調査結果に基づく処分等（許可取消処分、営業停止処分、指示処分、勧告、監督員による指示）を分離し、立入調査については従来通り施工体制Gメンが行い、当該調査結果に基づく不適切な事項については、建設業法や入札参加停止要領等の所管課である建設業指導室及び公共工事契約課に報告することとしている。

このことにより、違反事実の軽重を踏まえ、より厳密な指導・処分の適用や指導・処分内容に伴う工事成績評定への反映を行うものである。

＊この改正内容はH 2 5 年 4 月 1 日以降に施工現場への立入調査を実施するものから適用する。

■実施要領第6条（業者指導）第1項の改正①

◇新実施要領 第6条第1項

建設業法等に照らして不適切な事項があった場合、調査班は受注者に対し「確認書」（様式3）を交付するものとする。

◇旧実施要領 第6条1項

建設業法等及び設計図書に照らして不適切な事項があった場合は、「指導書」（様式3）等により指導するものとする。

～第6条第1項（施工体制Gメンの行為）の改正～

これまで、施工体制Gメンは、建設業法、建設工事請負契約書（以下、「建設業法等」という。）に照らして不適切な事項があった場合は「指導書」を交付し、工事成績評定への反映等を行ってきましたが、今後は「確認書」の交付を行います。

■実施要領第6条（業者指導）第1項の改正②

【新】様式3（確認書）

（様式3）

確 認 書

平成 年 月 日

様

貴社が施工する奈良県発注工事（工事名）に係り、本日実施した奈良県土木部施工体制点検特別調査班の立入調査において、下記の改善を要する事項が認められました。
については、指摘された事項については、早急に改善を図られるよう指導します。

記

- ☐ 受注者
（氏名）
- ☐ 奈良県 調査職員
（氏名）

【旧】様式3（指導書）

（様式3）

指 導 書

平成 年 月 日

様

貴殿が施工する奈良県発注工事（工事名）に係り、本日実施した立入調査において、下記の改善すべき事項が認められました。
については、指摘された事項については、早急に改善を図られるよう指導します。

記

- ☐ 奈良県 調査職員
（氏名）
- ☐ 請負業者
（氏名）

■実施要領第6条（業者指導）第2項の改正

◇新実施要領 第6条第2項、第3項

2 調査班は、前項において「確認書」を交付した場合、建設業指導室長、公共工事契約課長、技術管理課長及び当該工事の総括監督員（以下、「監督員」という。）に報告するものとする。

3 前項で報告を受けた監督員は、当該工事の受注者に対して文書による改善指示を行ったうえ適切な施工体制の確保を指導し、その結果を調査班に報告するものとする。なお、調査班はその結果を建設業指導室長、公共工事契約課長及び技術管理課長に報告するものとする。

◇旧実施要領 第6条2項

前項において「指導書」を交付した場合は、当該工事の監督員に対して報告するものとし、報告を受けた監督員は、当該工事の施工者に対して文書による改善指示を行ったうえ適切な施工体制の確保を指導するものとする。

～第6条第2項（関係者への報告）の改正～

施工体制Gメンは「確認書」を交付した場合、建設業者の不正行為等に対する監督処分等を検討する建設業指導室、入札参加停止の措置を検討する公共工事契約課、及び監督員に対し報告します。監督員は受注者に対して指示書を交付し、適切な施工体制の確保を指導します。

■実施要領第6条（業者指導）第3項、第4項を削除

◇旧実施要領 第6条第3項、第4項

~~3 第1項において特に必要があると認められる場合は、立入調査後に「改善勧告書」（様式4）により改善を勧告するものとし、期日を定めてその改善状況または改善結果の報告を「改善状況・改善結果報告書」（様式5）により求めるものとする。~~

~~4 第1項において、特に悪質と認められる場合、第2項及び第3項において改善が見られない場合もしくは指定期日までに報告書の提出がない場合は、建設業法第二十八条第3項に基づく監督処分を検討するものとする。この場合において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は公共工事契約課長に報告するものとする。~~

～第6条第3項、第4項を削除～

「確認書」の報告を受けた、建設業指導室、公共工事契約課が、建設業法等に基づいて立入調査等の実施並びに行政指導「勧告」又は処分（「許可取消処分」、「営業停止処分」、「指示処分」）を検討するため、実施要領から処分等に関する記述（第3項、第4項）を削除します。

【※行政指導又は処分について、参考までに次ページに示します。】

参考（行政指導又は処分について）

■指導・監督処分（建設業指導室、公共工事契約課）

建設業者が、建設業法により課せられた義務を履行しない場合や同法の規定に違反した場合等には、許可行政庁等による指導や監督処分が行われます。どのような指導や監督処分を行うかは、不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行います。

指導・監督処分の種類は、以下のとおりです。

○勸告・・・行政庁が建設業者に対し、より適正な行動を促すための指導や助言であり、施工体制Gメンによる（指導） 施工現場への立入調査で確認出来る例は、次のような場合です。

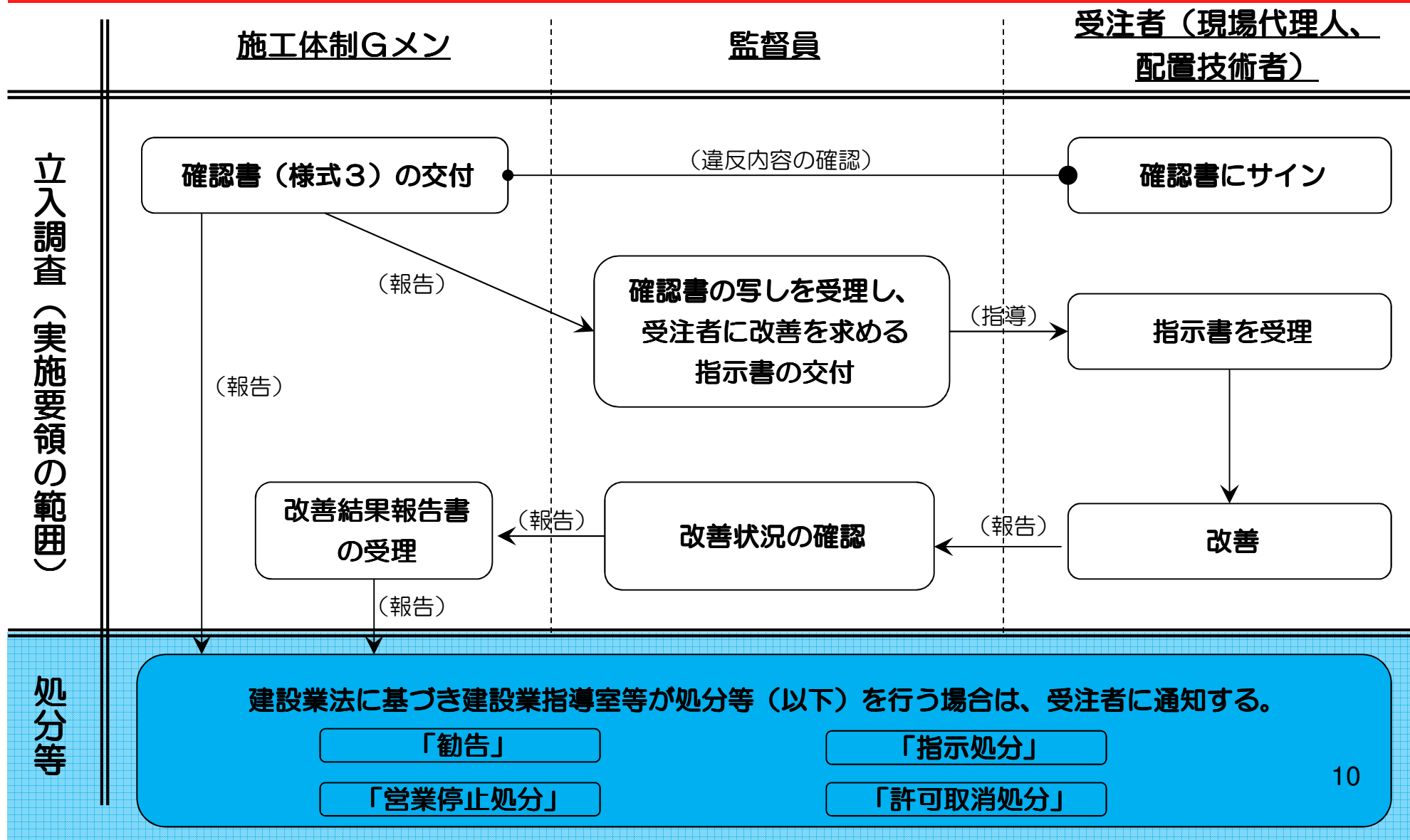
- ①建設工事現場に専任で置かなければならない主任技術者又は監理技術者が不適切
- ②現場代理人が常駐していない等、建設工事の適正な施工を確保する上で必要があると認めたとき。
- ③建設業者が作成した施工体制台帳又は施工体系図において、業者名の記載漏れ又は記入誤りが認められる。

○監督処分・・・監督処分には、指示処分、営業停止処分又は許可取消処分があり、その具体的な基準を「奈良県における建設業者等の不正行為に対する監督処分の基準」に定めています。なお、指示処分、営業停止処分となった場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」において、入札参加停止の要件となっています。

◇「奈良県における建設業者等の不正行為に対する監督処分の基準」・・・建設業指導室HPアドレス<http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12115.htm>

◇「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」・・・公共工事契約課HPアドレス<http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-24826.htm>

■改正後の調査フロー図（違反があった場合）



参考（「工事成績評価」への反映について）

■監督員から改善指示があった場合の減点①

別紙－１①

考查項目別運用表

(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他 理由：			☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が 90%以上・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・b 評価値が 80%未満・・・c				
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。			☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

施工体制Gメンにより「確認書」が交付され、監督職員が文書による改善指示を行った場合、工事成績評定要領のとおり、主任監督員が評価する考查項目別運用表の施工体制（施工体制一般、配置技術者）において、“d”評価（最大2項目）となります。

但し、勧告や監督処分に伴い総括監督員が評価する考查項目別運用表（法令遵守等）における減点を行う場合は、この限りではありません。

■監督員から改善指示があった場合の減点②

様式 評第2号（第5条関係）

工事成績採点表 【竣工、出来形、中間】

平成 年 月 日 作成
事務所

工 事 名																契約金額(最終)																						
受注者名																工 期		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日										完 成 年 月 日		平成 年 月 日								
		主任監督員					総括監督員							検査員（出来形）							検査員（中 間）							検査員（竣 工）										
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名										
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e				
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																																
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																																
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15				
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																									
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																									
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																																
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20				
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25				
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5					
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+ 20.0 ～ 0																															
5. 創意工夫等	I. 創意工夫等 ※3	+7.0		～	0																																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																											
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点							± . 点							± . 点							± . 点										
評定点(65点±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点							③ . 点							④ . 点							⑤ . 点										
評 定 点 計		_____点 ○出来形・中間検査があった場合: ① _____点×0.4+② _____点×0.2+③ _____点×0.2+④ _____点×0.2= _____点 ※但し、③(出来形、中間)が2回以上の場合には平均値 ○出来形・中間検査がなかった場合: ① _____点×0.4+② _____点×0.2+④ _____点×0.4= _____点																																				
7.法令遵守等 ※7							_____点																															

主任監督員が評価する考査項目別運用表が“d”評価となると、工事成績表定点は1項目あたり2点減点（－5×40%（主任監督員の評定割合））となります。

■勧告、入札参加停止（監督処分）となった場合の減点

考查項目別運用表

考查項目		法令遵守等の該当項目一覧表		(総括監督員)
7. 法令遵守等				【□ 項目該当なし】
		措置内容	点数	
		☒ 1. 入札参加停止3ヶ月以上	- 20点	
		☐ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	
		☐ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	
		☐ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	
		☒ 5. 文書注意	- 8点	
		☐ 6. 口頭注意	- 5点	
		☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点	
		☐ 8. その他 理由： 	- 点	
		☐ 9. 項目該当なし		

① 本考查項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請等
 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減する措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】
 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法、建設工事請負契約書に違反し、処分、措置又は勧告がなされた。（主任監督員が評価するⅠ. 施工体制一般及びⅡ. 配置技術者の項目との二重評価は行わない。）
 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。

【新：平成25年4月1日～】

6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法、建設工事請負契約書に違反し、処分、措置又は勧告がなされた。（主任監督員が評価するⅠ. 施工体制一般及びⅡ. 配置技術者の項目との二重評価は行わない。）



【旧：～平成25年3月31日】

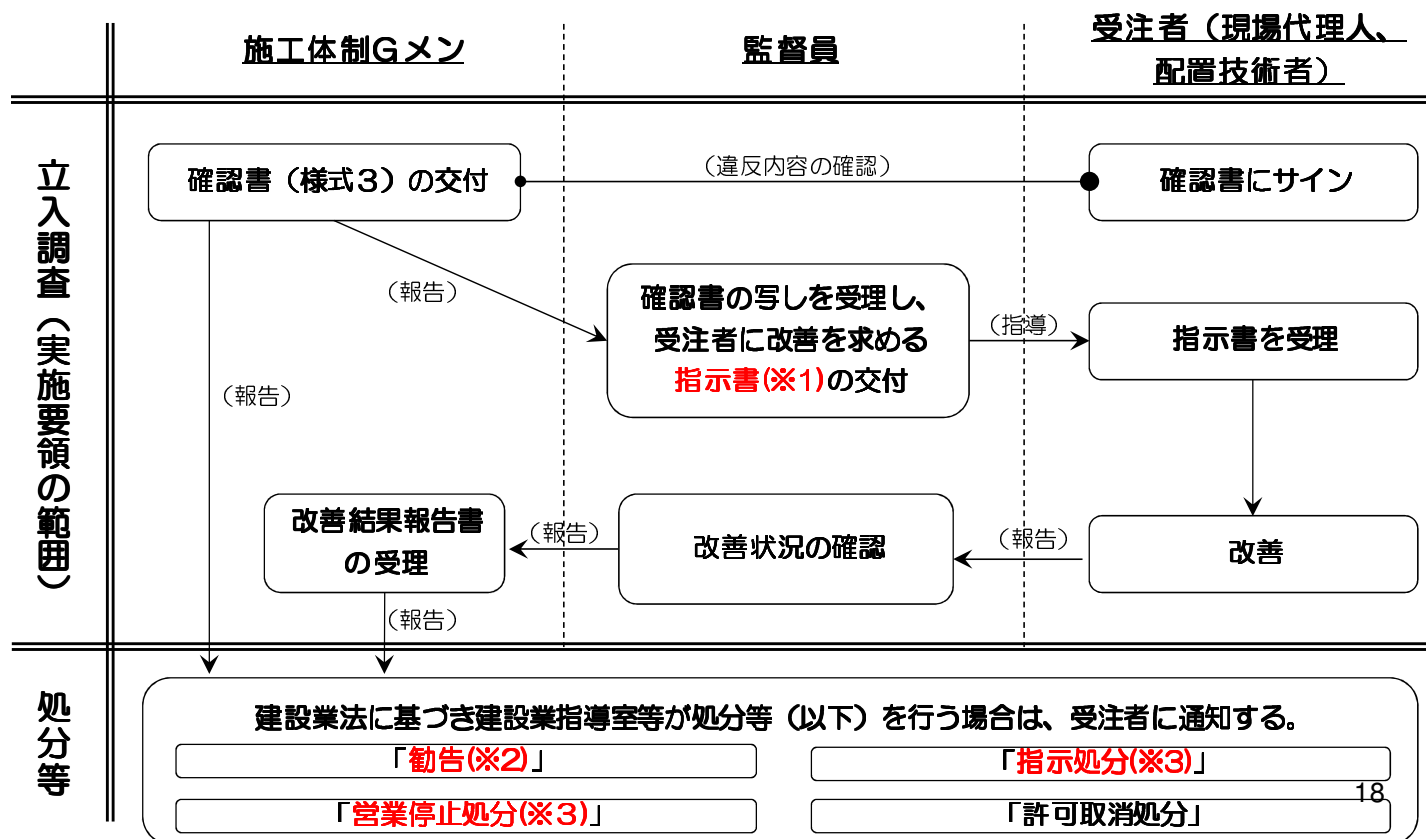
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。

拡大

平成25年4月1日以降に適用の土木部土木工事成績評定要領のとおり、建設業法等に違反し、勧告（行政指導）となった場合、総括監督員が評価する考查項目別運用表の法令遵守等の措置内容は“文書注意”に該当し、8点減点となります。また、監督処分（指示処分、営業停止処分）を受け、入札参加停止となった場合は、違反のあった工事現場の成績評定は入札参加停止期間に応じた減点（10～20点）となります。

但し、主任監督員が評価する考查項目別運用表（d評価）との二重の減点評価は行いません。

■処分等に対する成績評価の減点（Gメンフローとの対比）



成績評価の減点

指示書（※1）を交付された場合

施工体制（審査項目）で最大4点減点となる。

- ・「施工体制一般」で2点減点
- ・「配置技術者」で2点減点

注）勧告書、入札参加停止による減点との二重減点は行わない。

勧告書（※2）を交付された場合

法令遵守等（審査項目）で8点減点となる。

指示処分（※3）、営業停止処分（※3）に伴う入札参加停止

以下のとおり、法令遵守等（審査項目）で入札参加停止期間に応じた減点となる。

- | | | | |
|--------------------|---------|--------------------|---------|
| ・ 入札参加停止3ヶ月以上 | ・・・－20点 | ・ 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満 | ・・・－15点 |
| ・ 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満 | ・・・－13点 | ・ 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満 | ・・・－10点 |